

# 議第102号 呉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「国の基準」といいます。）の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするものです。

## 2 条例の改正に係る国の基準の改正の内容

### (1) 書面等の記録・作成・保存等に係る見直し（参酌すべき基準）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」といいます。）の業務負担軽減等を図る観点から、特定教育・保育施設等における書面等により行うこととされている記録，作成，保存等について，電磁的記録により行うことができることとされました。

### (2) 保護者への説明・同意等に係る見直し（参酌すべき基準）

特定教育・保育施設等は，運営規程の概要など利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書（以下「重要事項説明等」といいます。）について，利用申込者からの申出があった場合には，当該利用申込者の承諾を得て，重要事項説明等の交付に代えて電磁的方法により提供できることとされていました。

この度の国の基準の一部改正に伴い，特定教育・保育施設等を利用する保護者の利便性向上や特定教育・保育施設等の業務負担軽減等の観点から，重要事項説明等に加えて，国の基準で保護者への説明・同意等のうち書面等で行うとされているものについて，特定教育・保育施設等が保護者の承諾を得て，電磁的方法により提供できることとされました。

#### 【参考】

#### ・参酌すべき基準

地方公共団体が十分参酌した結果としてであれば，地域の実情に応じて，異なる内容を定めることが許容されるもの

#### 【用語解説】

特定教育・保育施設	市が施設型給付費（認定こども園・幼稚園・保育所に対する財政措置で，市から施設に支給される運営費）の支給に係る施設として確認する認定こども園・幼稚園・保育所をいい，施設型給付を受けず，私学助成を受ける子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園は含まれません。
特定地域型保育事業者	市が地域型保育給付費（地域型保育事業である小規模保育事業・事業所内保育事業等に対する財政措置で，市から事業に支給される運営費）に係る事業を行う者として確認する地域型保育事業者をいいます。

### 3 市の考え方

本市の実情に国が定める基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため、国の基準を呉市の基準とします。

### 4 施行期日

公布の日